

【資料 3】 国際意匠登録出願の登録査定謄本送達方法の拡充について

令和 3 年 1 月 1 8 日

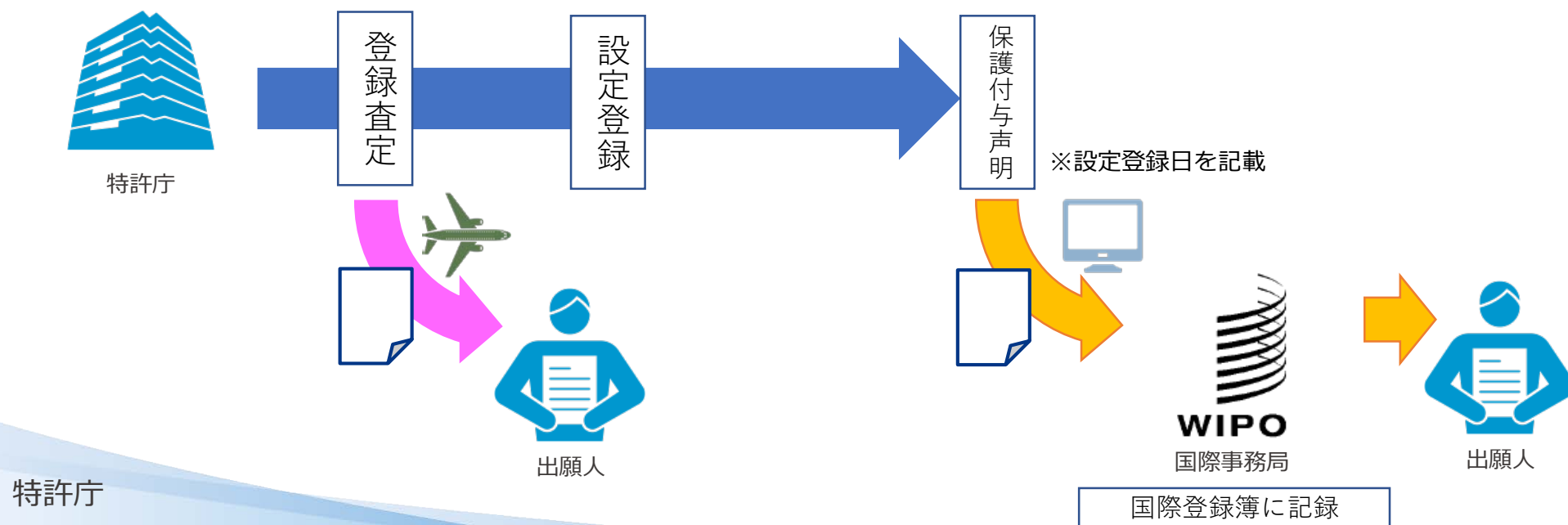
特許庁



国際意匠登録出願に係る登録査定の謄本及び保護付与声明

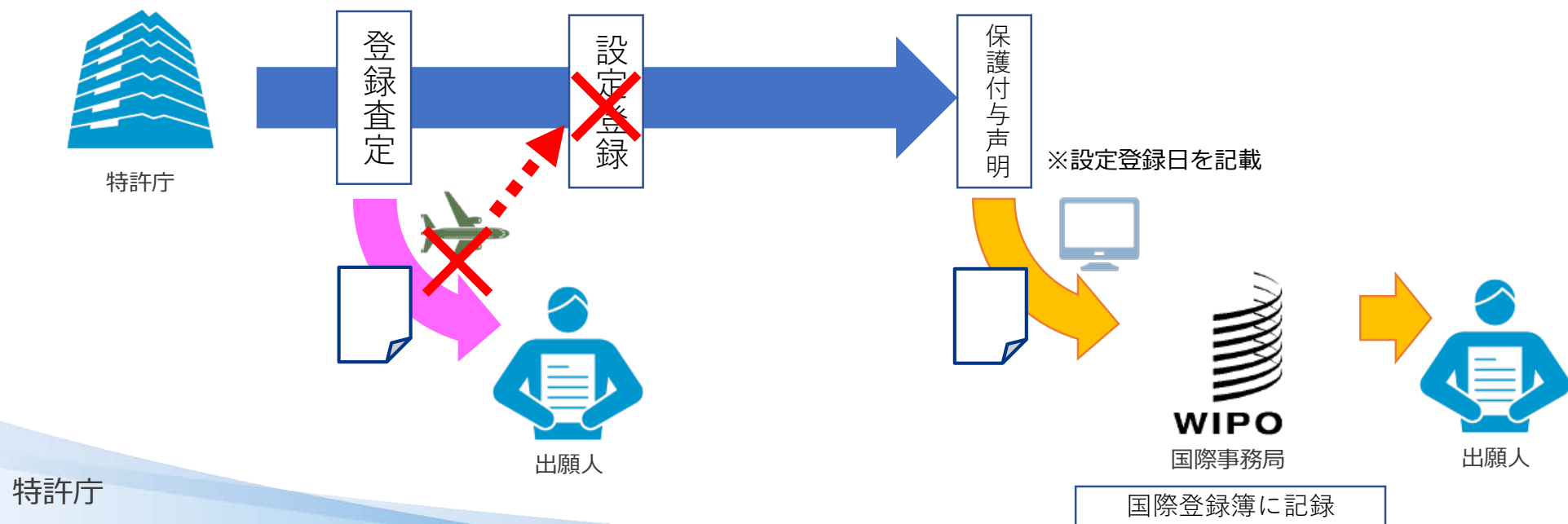
国際意匠登録出願について登録査定がなされた後、

- 国内法に基づき、「登録査定の謄本」を出願人に**国際郵便**で**直接送達**する（国内代理人がいる場合には同代理人に郵送）。
- 登録査定の謄本が送達された（書留郵便に付して発送された）ことをもって、設定登録を行う。
- ジュネーブ改正協定に基づき、設定登録日を記載した「保護付与声明」を**WIPO国際事務局経由**で出願人に送付する（日本国特許庁からWIPOへの送付は**電子的に実施**）。



課題

- 今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行という緊急事態により、一部の国について国際郵便の引受が停止され、**国内代理人のいない国際意匠登録出願の登録査定の謄本を送送できない事例が発生。**
- 設定登録には、国内法上、登録査定の送達が不可欠であるため、送達の遅れにより**権利化に遅延が生じた。**



保護付与声明における「保護の付与の効果を生じる日」の記載

- 日本を指定した国際出願に係る国際登録は、拒絶通報期間（国際公表から12か月）の満了日から、日本の国内法令に基づく意匠の保護の効果が発生するが、当該期間中であっても、実体審査終了後ただちに**保護付与声明を送付**し、保護の効果を発生させることも可能。
- 改正協定上、**拒絶の通報を行っていない場合は、保護付与声明に保護の付与の効果を生じる日（未来日）を記載することができる**こととなっている。

共通規則において定められた保護付与声明の記載事項

（１）拒絶の通報を行っていない場合

（共通規則第18規則の2(1)(b)）

- ✓ 声明を行う官庁
- ✓ 国際登録の番号
- ✓ 声明が関連する意匠（必要に応じて）
- ✓ **保護の付与の効果を生じた日、又は生じる日**
- ✓ 声明の日

（２）拒絶の通報を行った場合

（共通規則第18規則の2(2)(b)）

- ✓ 声明を行う官庁
- ✓ 国際登録の番号
- ✓ 声明が関連する意匠（必要に応じて）
- ✓ **保護の付与の効果を生じた日**
- ✓ 声明の日

対応の方向性

- 拒絶の通報を行っていない国際意匠登録出願について、国内代理人がおらず、国際郵便が停止している国の出願人宛ての登録査定の謄本が送達できない場合は、設定登録予定日を記載した保護付与声明を設定登録前にWIPOに送付し、国際登録簿に記録されたことをもって登録査定の謄本送達手続に代えることができる
- なお、拒絶通報を行った国際意匠登録出願については、拒絶通報後の特許庁への応答手続の際に国内代理人が選任されており、登録査定の謄本が国内代理人宛てに送達されることとなるため、上記の措置の対象外としても特段の問題は発生しないものと考えられる。

※保護認容声明に設定登録日を記載する必要がないマドリッド制度に基づく国際登録出願は、全件の登録査定謄本送達方法を見直しの対象とする予定

